

農作物被害調査アンケート結果と イノシシ・ニホンザルの捕獲頭数について

昨年12月に実施しました野生鳥獣による農作物被害調査アンケートにご協力いただきありがとうございました。

今回の調査結果と皆さまからいただいたご意見等については、今後の有害鳥獣対策の参考にさせていただきます。また、町では被害減少を目的に有害鳥獣対策の補助を行っていますので、電気柵の購入や狩猟免許取得等をお考えの方は農林建設課までご相談ください。

R3 農作物被害アンケート結果

◆農作物被害額

計 48 千円 (昨年度：計 1,105 千円)

◆農作物被害面積

計 5.5 a (昨年度：計 135 a)

R3 捕獲頭数(R4年1月現在)

◆イノシシ

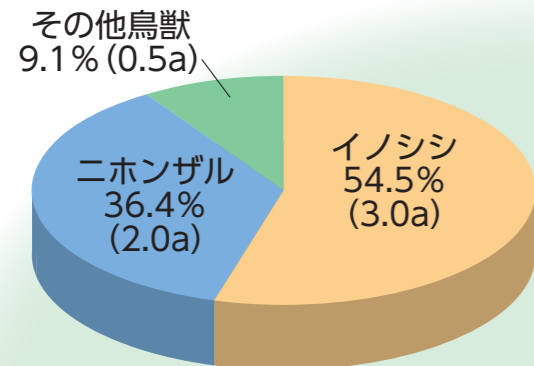
計 47 頭 (昨年度：計 253 頭)

◆ニホンザル

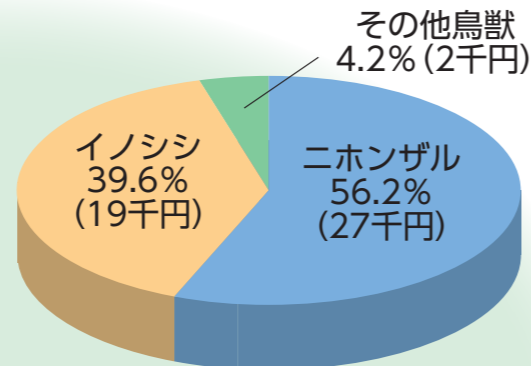
計 75 頭 (昨年度：計 198 頭)

過去5年間で比較すると、町内に電気柵やワイヤーメッシュ柵が設置されてから、被害面積が減少しています。また昨年6月に町内で豚熱にかかった野生イノシシが発見されて以降、町内全域において鳥獣害の目撃情報も少なく、被害や捕獲頭数も減少しています。

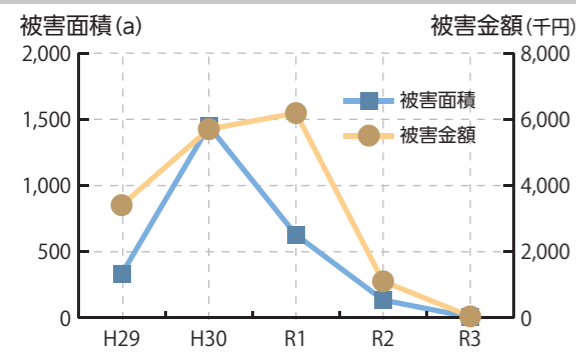
鳥獣別被害割合 (面積)



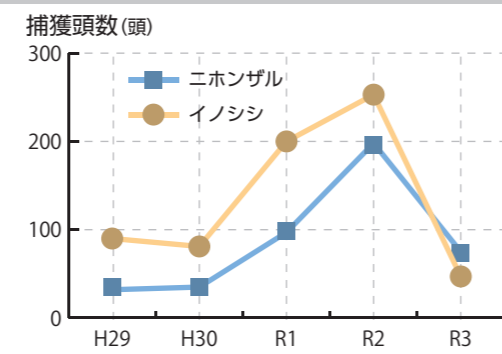
鳥獣別被害割合 (金額)



過去5年間の鳥獣被害



過去5年間の捕獲頭数



●お問い合わせ 農林建設課 ☎ 37-2113 (担当:浅井)

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」のお知らせ

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(1世帯あたり10万円)は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。給付金の受給には手続きが必要ですのでご確認ください。

1 支給対象世帯

①住民税非課税世帯…基準日(令和3年12月10日)に、世帯全員の令和3年度分の住民税が非課税である世帯。

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

②家計急変世帯……新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年1月以降に収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当になった世帯。

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

(注意)新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少による家計急変については給付金の申請はできません。

2 支給対象者

世帯主(基準日の住民票上の世帯主)

3 給付金額

1世帯あたり10万円

4 手続き方法

①住民税非課税世帯…対象となる可能性のある世帯へ「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書」を送付しています。必要事項を記入のうえ返送してください。

※令和3年1月2日以降、基準日(令和3年12月10日)までに七ヶ宿町に転入した方などは課税状況の確認等が必要になるため、確認書の発送までに時間を要する場合があります。

②家計急変世帯……申請書に必要事項を記入して、役場窓口へ直接または郵送でご提出ください。

※申請受付期間:令和4年2月1日から令和4年9月30日まで
申請書は役場窓口または七ヶ宿町HPから入手できます。



申請書QRコード

●お問い合わせ 町民税務課 ☎ 37-2114 (担当:高橋(祐))

今年も箱罾をご寄贈いただきました

1月17日、JAみやぎ仙南様より昨年に続き箱罾一基をご寄贈いただきました。イノシシ捕獲用の箱罾で、町内の農作物被害を防ぐために町猟友会と活用を図りながら駆除を進めていきます。温かいご支援に、心より感謝申し上げます。

